

景観重要建造物等に関する必要事項について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成 14 年秋田市条例第 25 号）第 9 条第 2 項第 2 号および秋田市景観条例（平成 21 年秋田市条例第 29 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について意見を求めます。

記

- 1 景観重要建造物等に関する必要事項  
（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）
  
- 2 調査および審議対象事前協議  
別紙のとおり

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の  
設置を禁止する地域の指定について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第4条第1項第7号および第8号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域として次の区間および地域を指定することについて意見を求めます。

## 記

## 1 条例第4条第1項第7号の規定によるもの（道路の区間）

道路の路線名	起 点	終 点
県道秋田御所野雄和線 (自動車専用道路部分)	上北手御所野字雨池通5番58 地先	河辺戸島字大堤山20番5

## 2 条例第4条第1項第8号の規定によるもの（道路から展望することができる地域）

1の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から500メートル以内の区域に限る。）

## 3 指定の理由

新たに供用された県道秋田御所野雄和線(自動車専用道路部分)の区間および当該道路の区間から展望することができる地域について、美観風致を維持し、および公衆に対する危害を防止する必要があるため。